

## 厚生常任委員会 委員長報告

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案 3 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 82 号、横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 83 号、横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、「条例改正による現場への影響」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 84 号、横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「放課後児童支援員が有する資格を把握しているのか。また、今回の法改正により、保護者から、有資格者が少なくなってしまうのではないかと、質が落ちるのではないかとという心配の声はあがっていないのか」との質疑に対し、当局より、「市内の学童施設の支援員が有する資格については、直営、法人ともに把握している。今回の条例改正については、業務に従事した日から 2 年以内に研修を修了することとされたものであり、悪い方向での改正ではない。また、保護者の方は資格の有無ではなく支援員本人を見ている。今後も支援員の資質の向上に向けて努力していく」との答弁がありました。

このほか、「条文の文言」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

## 産業建設常任委員会 委員長報告

今定例会において、産業建設常任委員会に付託になりました議案4件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第85号、横手市都市公園条例の一部を改正する条例及び議案第87号、横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び横手市下水道条例の一部を改正する条例の2件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号、市道路線の廃止について（5路線）及び議案第91号、市道路線の認定について（13路線）の2件については、一括議題にして審査いたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、「県道川連増田平鹿線の一部について今回市道認定されるが、県道が一部途切れてしまうので別の道路を県道に認定する必要があるのではないか」との質疑に対し、当局より、「市道認定を行っても上位路線が県道であるため、県が県道を廃止するまでは重複認定されることになる」との答弁がありました。

また、「重複認定の場合、道路の維持管理は県と市のどちらが行うことになるのか」との質疑に対し、当局より、「県道が廃止されるまでは県で維持管理を行う」との答弁がありました。

議案2件について、いずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情5第10号、ゆとりおん大雄の継続運営を求める陳情書について、意見、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

## 総務文教常任委員会 委員長報告

今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました議案4件、陳情2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第81号、横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、「新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の支給実績」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第86号、横手市雄物川民家苑木戸五郎兵衛村設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「建物の補修や修繕については、どのような条件で指定管理を行うのか」との質疑に対し、当局より、「民家苑は4棟あり、市の指定有形文化財となっていることから、所管課に確認した上で、建物の大規模な修繕に関しては市で行うことにしている。また、付属する遊具や東屋、トイレなどの軽微な修繕に関しては指定管理者側で行う予定である」との答弁がありました。

このほか、「神社の管理者との協議状況」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号、工事請負契約の締結について（天下森スキー場ヒュッテ新築工事（建築本体工事））について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「契約の相手方は、横手駅東口再開発事業のJVの1社であるが、現在第三者機関が様々なことを調査中であり、その辺りのことを考慮した上で契約を締結するのか」との質疑に対し、当局より、「本工事請負契約については、条件付き一般競争入札により7月10日に開札を行っている。その際、落札した業者について入札の資格要件等に問題はなく、適切に入札行為が行われたことから、7月19日に仮契約を締結したものである。また、相手方は十分な技術と実績を備えている業者であると認識しており、現段階で監督官庁からの処分等も出されていないことから、

当該業者と契約を締結しない理由はないと考えている」との答弁がありました。

また、「確かに現段階では、処分等は何も出されていない状況にはある。しかし、第三者機関の調査結果が出た後であれば安心する面もあるものの、その結果が不透明な状態の中で、新たに工事請負契約を締結することの不安が拭いきれないと感じるが、どうか」との質疑に対し、当局より、「今回の案件が発生して以降、指名停止、その他の措置をどうするかについて法律の専門家に相談している。その際に、推測で対応することや監督官庁である県や国の判断を待たずに市で独自の判断をすることはリスクがあることなどについてのアドバイスがあり、庁内で検討した上で、指名停止等の措置は行っていない。このような状況を踏まえ、契約議案を上程したところである」との答弁がありました。

このほか、「ヒュッテ内の食堂の今後の運営方針」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 89 号、財産の取得について（消防ポンプ自動車 1 台）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「納期を 1 年延ばしたことにより、車両価格に変動はあったか」との質疑に対し、当局より、「年度当初に、入札が不調となった際の設計額は 8,442 万 600 円だったが、今回は 8,800 万円となっている。なお、増額の要因は、トラックシャーシの増額や各メーカーが提供する消防用資機材の価格の上昇等に起因するものである」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情 5 第 8 号、全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情について、意見、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立なしにより、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情 5 第 11 号、「大曲簡易裁判所につき裁判官の再配置を求める意見書」の採択等の陳情書について、意見、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立多数により、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。  
よろしくご審議の程お願いいたします。